

第2回吹田歴史文化まちづくりセンター指定管理者候補者選定委員会 議事要旨

- 1 開催日時 令和7年8月22日（金） 開会 午後6時 閉会 午後8時
- 2 開催場所 市役所本庁舎高層棟3階 リエゾンルーム1, 2, 3
- 3 次第
 - (1) 選定方法の確認、事前評価の共有等
 - (2) 応募者による事業計画書等の説明、質疑応答
 - (3) 応募者の評価
 - (4) 指定管理者候補者の選定、答申
- 4 出席委員 馬場 英朗 委員長 (関西大学 商学部 教授)
工藤 泰子 副委員長 (大阪学院大学 商学部 教授)
篤本 俊治 委員 (吹田市文化団体協議会 会計)
須貝 昭子 委員 (特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお 理事長)
河野 裕一 委員 (近畿税理士会 吹田支部 税理士)
- 5 欠席委員 なし
- 6 公開・非公開の別 非公開・公開
理由：吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の第9項第2号、及び吹田市情報公開条例7条第3号及び第4号の規定による。
- 7 会議進行
 - (事務局) 【選定方法、事前評価について説明】
 - (A 委員) 採点表のコメントについては何かに使用するのか。
 - (事務局) 委員がどのような考えに基づき採点したかを記載していただきたい。本委員会で候補者が選定された場合、11月議会に提案する際に議案参考資料として採点表を添付する。コメントについては、議会对応等、今後の参考とする。
 - (A 委員) 採点表の(4)の項目(団体の所在地等が本市内であること、また、本市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること)について、所在地部分はよいが、実績部分については程度に差があると思うため2者以上の申込の際には斜線でなく点数配分ができる方がいいと思った。今回は1者申込のため問題はない。
 - (B 委員) 10点満点の項目については、採点する時は2点刻みの評価で間違いないか。
 - (事務局) 10点満点項目については偶数刻みの点数で採点をしていただく。
 - (C 委員) 5年間の大きな事業だが、事業について議会で何か指摘されていることはあるか。
 - (事務局) 前回選定時に応募者が1者であることについての指摘があった。現地説明会の際には

他候補者も参加していたことを説明した。

- (C 委員) 歴史文化まちづくりセンター事業運営自体についての指摘等はないのか。
(事務局) 事業の在り方等についての意見は、特段いただいていない。

【応募者入場】

- (応募者) 【事業計画書等の説明】

- (D 委員) 今後数年間を見越したときにインバウンド需要も必要になってくると思うが、どのような取組をしているのか、また、予約システム導入について何か苦労等がないか聞かせてもらいたい。

- (応募者) 海外の方の対応については、5年以上前に英語のパンフレットを作成しており、その後中国語、韓国語を作成した。また、近隣の研修センターにベトナムの方が多いため、非公式ではあるがいっしょにベトナム語のパンフレットも作成した。

また、何名か英語ができる事務員もいるが、対面での対応については、昨年度から翻訳ソフトを使用してコミュニケーションができるように準備している。

予約システムについては、和室という特性があるため隣室で音が出るような用途で使用をしている際に、部屋自体は空いているが使用に適さない場合もあり、個別で対応することが必要な状況もある。また、電子申込により利用者の利便性は高まっている一方、事務負担は増えていると感じるが、適切な研修を行うことにより対応している。利用者は利用者登録の際に少し敷居が高くなっていると感じる面もあるが、4月実施から今のところ順調に運営できている。(本登録は来館する必要がある)

- (C 委員) 広い庭を利用して、災害時の一時避難所のような役割を担うことはできないのか。

- (応募者) 現在、地域の緊急避難集合場所となっていて市にも報告されている。災害時の備蓄は市は実施していない。施設の消防のポンプがあったり、住民と消防訓練も庭で実施していることもあり、何かあったら住民が来るというのは念頭においてやっていく必要があると考えている。

- (B 委員) ボランティアについては大勢いらっしゃると思うが、まち案内人など専門知識が必要なものもあると思う。次世代の継承についてはどのような取組をしているか。

- (応募者) 高齢化は進んでいるが、まち案内人のボランティアについては昨年多くの登録があった。まち案内人の研修は1年間かけて、現役のまち案内人に同行して現地講習を受けながら育てている。昨年入ったボランティアについては、ほぼ一人で活動が可能な状況になっている。

館内案内を行うまちの駅ボランティアについては人数が少なくなっているが、まち案内人ボランティアで館内案内もできる人をお願いするなどしてトータルで運営している。

- (E 委員) 3年間の収支報告の活動予算書と活動計算書を見る中で、収支がマイナスになっている理由はなにか。

- (応募者) 指定管理料は5年間の指定期間で支払われる額を年度ごとに均等に案分した金額で支払いを受けている。収支がマイナスとなった一番の理由としては最低賃金の引き上げに伴う人件費の高騰が原因である。また、厚生年金や健康保険料等の事業者負担の増加も原

困である。

(E 委員) 令和6年度について、予算で100万以上のマイナスを見込んでいたが、決算では47万程度の赤字で済んでいるのはなぜか。

(応募者) 世代交代を見込み事務員の厚生年金等の予算を見込んでいたが、70歳以上の事務員に残ってもらったことや、残業代などの縮小に取り組んだことが理由として挙げられる。

(E 委員) 今回の指定期間の事業計画書では収支0で提出しているが、どのように改善するのか。

(応募者) 前回指定期間では、5年間で均等に案分した指定管理料であったため、指定期間前半は黒字になり後半は赤字となり前半の黒字から補填していた。次期指定管理期間については、市の予算が最低賃金の増加を考慮して年度ごとに逦増するように組まれているため前回の指定期間のようなことにはならないと思われる。

また、人件費の高騰などで経費的には厳しい部分があるので、事業の抜本的な改善のため、事業の見直しや最終的には人を減らすなども今後視野に入れ、市と協議しながら検討していく。

(E 委員) 海外の方の施設利用についてどのような事例があるのか。

(応募者) 毎月研修性が日本の家屋や風習について学びに来る。また、年に1回ヨーロッパの学生を中心に吹田に1週間程度ホームステイする際に、畳や縁側のある日本家屋を体験できる施設として来館してもらっている。また、ロコミにより台湾から訪れる来館者もいる。

(A 委員) 海外の方のマナーについて問題視されているが浜屋敷ではどうか。

(応募者) ボランティアなど、常時人がいる施設であることもあり、今までそういった問題は一度もない。

(A 委員) 収支計画書の委託料は具体的にどのようなものか。

(応募者) 高木剪定などの庭園管理、機械警備、清掃、消防点検などの専門分野については、外部に委託している。

(A 委員) 吹田歴史まちづくりセンターの吹田市での役割や魅力についてどのように考えているか。

(応募者) 和の木造建築で貸室利用できる施設は吹田市で浜屋敷だけだと思う。ガラスもサッシではないので注意しながら生活することを子供たちに教える場にもなっているし、歴史と文化とまちづくりについては協会の中でも何度も議論しており、歴史については昔の事を伝えるとともに未来にも繋がっていくもの、文化は伝統文化のみならずコスプレなどの新しい文化全般を指し、そしてまちづくりについては人と人との繋がりを一番考えていく施設であることは常々考えている。

(A 委員) 利用者は固定しているのか、それとも新規の方が多いのか。

(応募者) 近隣の固定利用の方もいる一方、大学生が子供といっしょに遊ぶような事業では、同じ地域の参加が多かったが、友達のロコミや市報などで江坂や千里ニュータウンなどから参加する人も増えてきている。一度、お越しになるとその方々がリピーターとなり、人と人が繋がることでまた広がりが出てきている。

(A 委員) 施設の劣化についてはどのような状況か。

(応募者) 指定管理者としてできることに限りがあるが、年2回市と運営協議会を実施しており、その中で施設の補修等について緊急性を仕分けて要望書を提出している。20年以上を経てもかなり施設が劣化してきているので、補修費はかさんできており、空調機等の高額

な修繕については、市と協議して対応している。

(A 委員) 長期にわたり運営していると、法人と指定管理者とオーバーラップする部分が出てくると思うがその部分の切り分けについてはどうか。

(応募者) もともと、吹田歴史文化まちづくりセンターを作るにあたって設立した法人のため、指定管理料が9割を占め、自主での利益は1割程度である。

現在の8名体制については、指定管理業務をこなしていくことで精いっぱいであり、事業を拡げ収入を増やす余裕は今のところない。

(A 委員) 指定管理者としての意思決定と団体としての意思決定は分けて考えているのか。

(応募者) 歴史文化まちづくり協会として毎月理事会を実施しており、その中で事業に対する経費の決定を行っているが、指定管理者のことに関わる内容がほとんどではある。

協会としての収入も考えるが、人間的な問題や今の仕事量を考えると、協会はセンターを運営することを主として動いている。

(A 委員) 個人情報についてもセンターの活動について主としているのか。

(応募者) 個人情報は会員や理事会などのメンバー、貸室利用者など多く扱っており、慎重に管理している。

(C 委員) 備え付けのへっつい使用できるのか。

(応募者) 使用しており、1月7日の七草がゆなどの事業も実施している。

【応募者退場】

【採点】

— 暫時休憩 —

【採点結果集計表配付】

(事務局) 【各委員が採点した合計評価点数の平均が60点以上であったため、指定管理者候補者となる基準を満たしていることを報告】

(A 委員) 「吹田歴史文化まちづくりセンター条例第10条」の規定により、本選定委員会として、採点結果に基づき「特定非営利活動法人 吹田歴史文化まちづくり協会」を指定管理者候補者とするに異議はないか。

(全委員) 異議なし。

(A 委員) 指定管理者候補者として異議なしとのことだが、答申に際して意見を付けるか。

(全委員) 意見なし。

— 答申書手交 —

8 その他事務連絡

事務局から今後の予定について説明

9 閉会